

証券コード 2754
2019年6月7日

株 主 各 位

千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目21番地の1
株式会社東葛ホールディングス
代表取締役社長 石 塚 俊 之

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第53期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬及び内容決定の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tkhd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

( 2018年 4 月 1 日から  
2019年 3 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）におけるわが国の経済環境は、企業収益の改善の動きは横ばいの状況であるものの、雇用環境等は改善の動きを続けており、個人消費についても持ち直しの動きが見られる等、全体では緩やかに回復しつつある状況で推移しました。

このような環境のなか、当社グループにおいて中核事業である自動車販売関連事業が属する自動車販売業界では、登録車（普通自動車）、届出車（軽自動車）ともに、モデルチェンジ等の効果が持続している車種の販売が堅調に推移したことから、当連結会計年度の国内新車販売台数は5,259,589台（登録車（普通自動車）・届出車（軽自動車）の合計。前期比1.2%増）となりました。

当社グループにおける当連結会計年度のセグメント毎の状況につきましては以下のとおりであります。

新車販売につきましては、前期にモデルチェンジを受けた車種の販売は堅調に推移しましたが、モデル末期となる車種の販売が落ち込んだこと等により販売台数は2,275台（前期比0.4%減）となりました。また、登録受取手数料等の手数料収入、整備業務を行うサービス売上は減少しましたが、車両売上において1台当たりの販売価格が増加したこと等から売上高は6,508百万円（前期比1.5%増）となりました。

中古車販売につきましては、新車販売からの下取車の他、オークション等外部仕入により販売車両の確保に努めましたが、販売台数は1,823台（前期比5.8%減。内訳：小売台数768台（前期比9.3%減）、卸売台数1,055台（前期比3.1%減））となりました。また、サービス売上は増加しましたが、登録受取手数料等の手数料収入が減少したこと等から売上高は1,173百万円（前期比6.4%減）となりました。

その他につきましては、生命保険・損害保険代理店業関連事業において、商品構成の変化などにより保険取扱手数料が増加したこと等から売上高は105百万円（前期比4.7%増）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は7,787百万円（前期比0.2%増）となりました。

損益につきましては、営業利益は388百万円（前期比14.3%減）、経常利益は406百万円（前期比12.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は255百万円（前期比16.2%減）となりました。これは、売上高については微増となりましたが、主力である自動車販売事業において、中古車販売の売上が前期に比べて減少したこと、販売費及び一般管理費が前期に比べて増加したこと等によるものです。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は33百万円であります。

その主なものは、新車販売事業において自動車整備機器の入替等7百万円、中古車販売事業において店舗看板改修等12百万円、钣金塗装事業において土地購入10百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社である株式会社ホンダカーズ東葛と株式会社ティーエスシーは、2018年4月1日を効力発生日として、株式会社ホンダカーズ東葛を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社ティーエスシーは解散いたしました。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                     | 第 50 期<br>(2016年3月期) | 第 51 期<br>(2017年3月期) | 第 52 期<br>(2018年3月期) | 第 53 期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                   | 6,971,772            | 7,219,968            | 7,767,966            | 7,787,209                         |
| 経 常 利 益                 | 376,703              | 421,032              | 464,321              | 406,687                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 236,787              | 276,448              | 304,568              | 255,294                           |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 49.02                | 57.13                | 62.94                | 52.76                             |
| 総 資 産 額                 | 6,521,453            | 6,315,767            | 6,475,714            | 6,511,059                         |
| 純 資 産 額                 | 3,513,547            | 3,746,631            | 4,007,707            | 4,219,806                         |
| 1株当たり純資産額(円)            | 722.57               | 769.71               | 822.66               | 865.42                            |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|------------------|-------|----------|-------------------|
| 株式会社ホンダカーズ東葛     | 50百万円 | 100.0%   | 自動車販売関連事業         |
| 株式会社東葛プランニング     | 50百万円 | 100.0%   | 生命保険・損害保険代理店業関連事業 |
| 株式会社東葛ボディーファクトリー | 50百万円 | 100.0%   | 鋳 金 塗 装 事 業       |

(注) 1. 当社の連結子会社であった株式会社ホンダカーズ東葛と株式会社ティーエスシーは、株式会社ホンダカーズ東葛を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社ティーエスシーは解散いたしました。  
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                         |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 特 定 完 全 子 会 社 の 名 称                 | 株 式 会 社 ホ ン ダ カ ー ズ 東 葛 |
| 特 定 完 全 子 会 社 の 住 所                 | 千葉県松戸市小金きよしヶ丘3丁目21番地の1  |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 2,163,499千円             |
| 当 社 の 総 資 産 額                       | 2,871,775千円             |

#### (4) 対処すべき課題

自動車業界全体においては、少子高齢化や車両保有期間の長期化、また若者の車離れ等、新車の販売台数及び収益の減少傾向が続いております。

このような状況のなか、主力である自動車販売関連事業においては、新規顧客の来場促進策の強化はもちろん、車両購入時や整備来場時等の機会をとらえ、一定期間の定期点検や、車検等の整備を割安でパックにした商品（まかせチャオ）の拡販や、車両の維持管理はもちろん、事故などトラブルにも対応する会員制サービス（ホンダ・トータル・ケア）の拡充等により既存顧客の守りの強化を推進して参ります。

また、サービス、保険といった基盤収益の安定拡大を図り、車両販売台数の減少等に直接影響を受けにくい体質強化を進めて参ります。

生命保険・損害保険代理店業関連事業においては、手数料体系の見直し等により厳しい状況が続いておりますが、開設して年数の浅いちば古市場店、八街店の安定化を図ることにより、連結業績に寄与すべく全力を傾注して参ります。

株主の皆様におかれましては何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

| 事業区分              | 事業内容                                                 |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| 新車販売（自動車販売関連事業）   | 本田技研工業株式会社の四輪新車を販売しております。そのほか自動車の整備等を行っております。        |
| 中古車販売（自動車販売関連事業）  | 主に本田技研工業株式会社の中古車を販売しております。そのほか自動車の整備等を行っております。       |
| 生命保険・損害保険代理店業関連事業 | フランチャイジーとして保険ショップ「ライフサロン」を出店し、生命保険・損害保険商品を販売しております。  |
| 钣金塗装事業            | 新車販売、中古車販売からの依頼による钣金塗装のほか、顧客等から直接の依頼による钣金塗装も行っております。 |

(6) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

① 当社

当社は本社のみ持株会社であり、営業店舗及び工場はございません。  
本 社 千葉県松戸市小金きよしヶ丘

② 子会社

株式会社ホンダカーズ東葛

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 北 小 金 店      | 千葉県松戸市小金きよしヶ丘     |
| 柏 1 6 号 店    | 千葉県 柏 市 柏         |
| 五 香 店        | 千葉県 松 戸 市 五 香 西   |
| 千葉ニュータウン西店   | 千葉県 白 井 市 七 次 台   |
| 鎌 ヶ 谷 店      | 千葉県 鎌 ヶ 谷 市 鎌 ヶ 谷 |
| 南 柏 店        | 千葉県 柏 市 新 富 町     |
| 流 山 店        | 千葉県 流 山 市 加       |
| 松 戸 東 店      | 千葉県 松 戸 市 大 橋     |
| 我 孫 子 6 号 店  | 千葉県 我 孫 子 市 根 戸   |
| D E P O X 柏  | 千葉県 柏 市 藤 ヶ 谷     |
| ホンダオートテラス松戸  | 千葉県 松 戸 市 二 ツ 木   |
| ホンダオートテラス我孫子 | 千葉県 我 孫 子 市 根 戸   |
| ホンダオートテラス    |                   |
| 千葉流山インター     | 千葉県 流 山 市 三 輪 野 山 |

株式会社東葛プランニング

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 新 松 戸 店       | 千葉県 松 戸 市 新 松 戸       |
| カ イ ン ズ 佐 倉 店 | 千葉県 佐 倉 市 寺 崎 北       |
| ベ イ シ ア 八 街 店 | 千葉県 八 街 市 八 街         |
| ベイシアちば古市場店    | 千葉県 千 葉 市 緑 区 古 市 場 町 |

株式会社東葛ボディーファクトリー

|           |               |
|-----------|---------------|
| 鋳 金 塗 装 部 | 千葉県 松 戸 市 松 戸 |
|-----------|---------------|

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分              | 従業員数       | 前連結会計年度末比増減   |
|-------------------|------------|---------------|
| 新車販売(自動車販売関連事業)   | 100 (7) 名  | 1 名 増 (増減なし)  |
| 中古車販売(自動車販売関連事業)  | 21 (3) 名   | 増減なし (1 名 増)  |
| 生命保険・損害保険代理店業関連事業 | 6 (9) 名    | 2 名 減 (1 名 増) |
| 鍍金塗装事業            | 9 (2) 名    | 4 名 減 (2 名 増) |
| 全社 (共通)           | 11 (-) 名   | 増減なし (増減なし)   |
| 合計                | 147 (21) 名 | 5 名 減 (3 名 増) |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-------------|-------|--------|
| 11 (-) 名 | 増減なし (増減なし) | 43.2歳 | 16.4年  |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社千葉銀行    | 498,050千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 545,448千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,920,000株
- ② 発行済株式の総数 4,840,000株
- ③ 株 主 数 623名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 齋 藤 國 春                                                                                 | 1,459,000株 | 30.15%  |
| BBH FOR FIDELITY<br>PURITAN TR: FIDELITY<br>S R I N T R I N S I C<br>OPPORTUNITIES FUND | 250,000株   | 5.16%   |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                                                                      | 225,000株   | 4.65%   |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                                                                        | 225,000株   | 4.65%   |
| あいおいニッセイ同和<br>インシュアランスサービス株式会社                                                          | 225,000株   | 4.65%   |
| 東葛ホールディングス従業員持株会                                                                        | 184,600株   | 3.81%   |
| 稲 田 麻 衣 子                                                                               | 129,000株   | 2.66%   |
| STATE STREET BANK<br>AND TRUST CLIENT<br>OMNIBUS ACCOUNT OM02<br>5 0 5 0 0 2            | 121,700株   | 2.51%   |
| 林 未 香                                                                                   | 118,300株   | 2.44%   |
| 林 凜 乃 介                                                                                 | 112,500株   | 2.32%   |

(注) 持株比率は自己株式 (1,701株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |       | 第 1 回 新 株 予 約 権                                                                              | 第 2 回 新 株 予 約 権                                                                              |
|--------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |       | 2011年6月27日                                                                                   | 2012年6月27日                                                                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |       | 27個                                                                                          | 29個                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |       | 普通株式 27,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           | 普通株式 29,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           |
| 新株予約権の払込金額                                 |       | 新株予約権1個当たり 101,000円<br>(1株当たり 101円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 110,000円<br>(1株当たり 110円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |       | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |       | (注) 1<br>(注) 2                                                                               | (注) 1<br>(注) 2                                                                               |
| 権 利 行 使 期 間                                |       | 2011年7月28日から<br>2041年7月27日まで                                                                 | 2012年7月28日から<br>2042年7月27日まで                                                                 |
| 行 使 の 条 件                                  |       | (注) 3                                                                                        | (注) 3                                                                                        |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |       | (注) 4                                                                                        | (注) 4                                                                                        |
| 役 員 の<br>保有状況                              | 取 締 役 | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 4名                                                   | 新株予約権の数 26個<br>目的となる株式数 26,000株<br>保有者数 4名                                                   |

|                                            |     | 第 3 回新株予約権                                                                                   | 第 4 回新株予約権                                                                                   |
|--------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |     | 2013年6月26日                                                                                   | 2014年6月25日                                                                                   |
| 新株予約権の数                                    |     | 22個                                                                                          | 19個                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |     | 普通株式 22,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           | 普通株式 19,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           |
| 新株予約権の払込金額                                 |     | 新株予約権1個当たり 164,000円<br>(1株当たり 164円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 214,000円<br>(1株当たり 214円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |     | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                                                                               | (注) 1<br>(注) 2                                                                               |
| 権利行使期間                                     |     | 2013年7月27日から<br>2043年7月26日まで                                                                 | 2014年7月26日から<br>2044年7月25日まで                                                                 |
| 行使の条件                                      |     | (注) 3                                                                                        | (注) 3                                                                                        |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |     | (注) 4                                                                                        | (注) 4                                                                                        |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役 | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 4名                                                   | 新株予約権の数 18個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 4名                                                   |

|                                            |     | 第 5 回新株予約権                                                                                   | 第 6 回新株予約権                                                                                  |
|--------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |     | 2015年6月26日                                                                                   | 2016年6月27日                                                                                  |
| 新株予約権の数                                    |     | 18個                                                                                          | 191個                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |     | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           | 普通株式 19,100株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                            |
| 新株予約権の払込金額                                 |     | 新株予約権1個当たり 243,000円<br>(1株当たり 243円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 24,600円<br>(1株当たり 246円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |     | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                                                                               | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権利行使期間                                     |     | 2015年7月25日から<br>2045年7月24日まで                                                                 | 2016年7月28日から<br>2046年7月27日まで                                                                |
| 行使の条件                                      |     | (注) 3                                                                                        | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |     | (注) 4                                                                                        | (注) 4                                                                                       |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役 | 新株予約権の数 16個<br>目的となる株式数 16,000株<br>保有者数 4名                                                   | 新株予約権の数 191個<br>目的となる株式数 19,100株<br>保有者数 4名                                                 |

|                                            |     | 第 7 回新株予約権                                                                                  | 第 8 回新株予約権                                                                                  |
|--------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |     | 2017年6月28日                                                                                  | 2018年6月27日                                                                                  |
| 新株予約権の数                                    |     | 124個                                                                                        | 97個                                                                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |     | 普通株式 12,400株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                            | 普通株式 9,700株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                             |
| 新株予約権の払込金額                                 |     | 新株予約権1個当たり 34,200円<br>(1株当たり 342円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 45,900円<br>(1株当たり 459円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |     | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |     | (注) 1<br>(注) 2                                                                              | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権利行使期間                                     |     | 2017年7月28日から<br>2047年7月27日まで                                                                | 2018年7月27日から<br>2048年7月26日まで                                                                |
| 行使の条件                                      |     | (注) 3                                                                                       | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |     | (注) 4                                                                                       | (注) 4                                                                                       |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役 | 新株予約権の数 124個<br>目的となる株式数 12,400株<br>保有者数 3名                                                 | 新株予約権の数 97個<br>目的となる株式数 9,700株<br>保有者数 3名                                                   |

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注) 1に記載の資本金等増加限度額から(注) 1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

|                                            |        | 第 8 回 新 株 予 約 権                                                                             |
|--------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |        | 2018年6月27日                                                                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |        | 16個                                                                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |        | 普通株式 1,600株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                            |
| 新株予約権の払込金額                                 |        | 新株予約権1個当たり 45,900円<br>(1株当たり 459円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値（ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定）相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |        | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |        | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権 利 行 使 期 間                                |        | 2018年7月27日から<br>2048年7月26日まで                                                                |
| 行 使 の 条 件                                  |        | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |        | (注) 4                                                                                       |
| 使用人等<br>への交付<br>状況                         | 子会社の役員 | 新株予約権の数 16個<br>目的となる株式数 1,600株<br>交付者数 2名                                                   |

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注) 1に記載の資本金等増加限度額から(注) 1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                   |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長 | 齋 藤 國 春 |                                                                           |
| 代表取締役社長   | 石 塚 俊 之 | 株式会社東葛プランニング代表取締役社長<br>株式会社ホンダカーズ東葛取締役                                    |
| 代表取締役副社長  | 松 下 吉 孝 | 事業戦略本部長<br>新車事業部長<br>株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役社長<br>株式会社東葛ボディーファクトリー代表取締役社長       |
| 取 締 役     | 伊 藤 淳 一 | 中古車事業部長<br>株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役副社長<br>株式会社東葛プランニング取締役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 吉 井 徹   | 株式会社ホンダカーズ東葛監査役<br>株式会社東葛プランニング監査役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー監査役                 |
| 監 査 役     | 笹 本 憲 一 | 公 認 会 計 士<br>公認会計士笹本憲一事務所代表<br>株式会社札幌かに本家社外取締役<br>日本社宅サービス株式会社社外監査役       |
| 監 査 役     | 熊 澤 亮 輔 | 税 理 士<br>熊澤会計事務所 所 長<br>株式会社関東財務システム代表取締役                                 |

(注) 1. 監査役笹本憲一氏及び監査役熊澤亮輔氏は、社外監査役であります。

2. 監査役笹本憲一氏及び監査役熊澤亮輔氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しております。

監査役熊澤亮輔氏は、税理士の資格を有しております。

3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

2018年6月27日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、監査役佐藤裕一氏は任期満了により退任いたしました。

2018年6月27日開催の第52期定時株主総会において、齋藤國春氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

2018年6月27日開催の第52期定時株主総会において、笹本憲一氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

4. 当社は、監査役笹本憲一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員         | 報酬等の額                   |
|------------------|--------------|-------------------------|
| 取締役              | 4 名          | 37,452 千円               |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4 名<br>(3) 名 | 14,800 千円<br>(1,800) 千円 |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 8 名<br>(3) 名 | 52,252 千円<br>(1,800) 千円 |

- (注) 1. 監査役の報酬等の額には2018年6月27日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額200,000千円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人分給与・賞与は含まない。）と決議いただいております。
- また、上記報酬枠とは別枠で2011年6月27日開催の第45期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。
- ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額4,452千円（取締役3名に対し4,452千円）
6. 上記のほか、子会社であります株式会社ホンダカーズ東葛に兼務している取締役2名に対して44,800千円の報酬等を同社より支給しております。なお、同社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役笹本憲一氏は公認会計士笹本憲一事務所代表及び株式会社札幌かに本家社外取締役並びに日本社宅サービス株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・ 監査役熊澤亮輔氏は熊澤会計事務所所長及び株式会社関東財務システム代表取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                          |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 笹本 憲一 | 2018年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち5回、監査役会2回のうち2回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 熊澤 亮輔 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち6回、監査役会3回のうち3回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                  |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社はこれまで、当社の会社規模等を踏まえますと、現行の体制が最も機動的かつ効率的な経営を行える体制と判断しておりましたので、社外取締役選任による取締役の員数増はこのような機動性かつ効率性の阻害要因となりかねないこと等から当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんでした。

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を2019年6月26日開催予定の第53期定時株主総会に上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人A & Aパートナーズ

#### ② 報酬等の額

|                                                                          | 報酬等の額    |
|--------------------------------------------------------------------------|----------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額                                    | 14,500千円 |
| 当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き<br>金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額 | 14,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとします。
- ロ. 当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命します。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めています。
- ハ. 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図ります。
- ニ. 社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- ロ. 当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備します。

ハ．当社の管理部が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進します。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備します。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

イ．職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践します。

ロ．当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

ハ．当社グループは、取締役会を、原則毎月１回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していきます。

ニ．当社グループは、取締役、常勤監査役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月１回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行います。

**⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

イ．当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築します。

ロ．子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととします。

ハ．当社は定期的子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。

ニ．当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理体制の状況についての監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローします。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとします。

**⑦ 監査役を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項**

- イ. 監査役の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査役の承認を得るものとします。
- ロ. 監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社グループの取締役及び使用人は、「監査役監査規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。

- イ. 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
- ロ. その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

**⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとします。

**⑩ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

**⑪ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役と社長及び他の取締役との間で適宜に意見交換会を開催します。
- ロ. 監査役は、内部監査室との間で、事業年度毎 of 内部監査計画を協議するとともに、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど、常に連携を図るものとします。
- ハ. 監査役が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士等）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めます。

⑫ **財務報告の適正性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めるものとします。

⑬ **反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容**

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針とします。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

取締役の職務執行については、毎月1回通常取締役会を開催しており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置づけ、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行うほか、必要に応じて関係部署の担当者等の出席を求め、報告あるいは意見聴取を行い、取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えております。

監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査部門との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の適正性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人および内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

~~~~~  
この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

- (注) 1. 記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,497,165	流動負債	2,067,307
現金及び預金	1,975,522	買掛金	473,995
受取手形及び売掛金	1,033,277	短期借入金	1,014,354
商品及び製品	403,327	1年内返済予定の長期借入金	29,145
その他	85,037	未払法人税等	59,756
固定資産	3,013,893	賞与引当金	50,224
有形固定資産	2,791,883	その他	439,832
建物及び構築物	468,713	固定負債	223,945
機械装置及び運搬具	197,990	長期未払金	53,508
土地	2,109,461	長期前受金	80,856
建設仮勘定	10,800	長期前受収益	89,580
その他	4,918		
無形固定資産	528	負債合計	2,291,253
ソフトウェア	464	(純資産の部)	
その他	64	株主資本	4,187,199
投資その他の資産	221,481	資本金	211,085
長期貸付金	41,657	資本剰余金	200,496
差入保証金	117,076	利益剰余金	3,776,291
繰延税金資産	54,717	自己株式	△673
その他	9,630	新株予約権	32,606
貸倒引当金	△1,600	純資産合計	4,219,806
資産合計	6,511,059	負債純資産合計	6,511,059

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,787,209
売 上 原 価		6,071,521
売 上 総 利 益		1,715,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,326,712
営 業 利 益		388,975
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,052	
受 取 手 数 料	17,303	
そ の 他	6,040	24,397
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,584	
そ の 他	100	6,684
経 常 利 益		406,687
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	2,651	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,600	4,251
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		402,436
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	145,655	
法 人 税 等 調 整 額	1,485	147,141
当 期 純 利 益		255,294
親会社株主に帰属する当期純利益		255,294

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
2018年 4 月 1 日 残高	211,085	200,496	3,569,379	△673	3,980,287	27,420	4,007,707
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△48,382		△48,382		△48,382
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			255,294		255,294		255,294
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						5,186	5,186
連結会計年度中の変動額合計	－	－	206,911	－	206,911	5,186	212,098
2019年 3 月31日 残高	211,085	200,496	3,776,291	△673	4,187,199	32,606	4,219,806

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称 株式会社ホンダカーズ東葛

株式会社東葛プランニング

株式会社東葛ボディーファクトリー

連結の範囲の変更 当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社ティーエスシーは、連結子会社である株式会社ホンダカーズ東葛を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

- | | |
|----------------------|---|
| ・商品及び製品
（新車及び中古車） | 個別法による原価法を採用しております。
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。） |
| ・商品及び製品
（部品・用品） | 最終仕入原価法を採用しております。
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築物に
ついては定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま
す。

建物及び構築物 4年～47年

機械装置及び運搬具 2年～15年

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	914,354千円
建物及び構築物	201,832千円
土地	1,271,537千円
計	2,387,724千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,014,354千円
1年内返済予定の長期借入金	29,145千円
計	1,043,499千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	772,212千円
機械装置及び運搬具	275,314千円
その他の	58,231千円
計	1,105,757千円

(3) 保証債務

割賦販売によって顧客に販売した自動車にかかる割賦債権については、株式会社オリエントコーポレーションに集金業務を委託するとともに、同社による支払保証を受けております。なお、当該割賦債権の代金回収予定額の約束手形を同社から受領しており、当該受取手形914,354千円が受取手形及び売掛金勘定に含まれております。また、このうち11,207千円については、株式会社オリエントコーポレーションが顧客に対して有する求償権に対し、当社が顧客のために支払いを再保証しています。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,840,000株	一株	一株	4,840,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,701株	一株	一株	1,701株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2018年6月27日開催の第52期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2019年6月26日開催予定の第53期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

第1回新株予約権（2011年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 26,000株
- ・新株予約権の数 26個

第2回新株予約権（2012年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 28,000株
- ・新株予約権の数 28個

第3回新株予約権（2013年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 22,000株
- ・新株予約権の数 22個

第4回新株予約権（2014年6月25日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 19,000株
- ・新株予約権の数 19個

第5回新株予約権（2015年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 17,000株
- ・新株予約権の数 17個

第6回新株予約権（2016年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 20,400株
- ・新株予約権の数 204個

第7回新株予約権（2017年6月28日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 14,300株
- ・新株予約権の数 143個

第8回新株予約権（2018年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 11,300株
- ・新株予約権の数 113個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は投資計画に基づき、必要な資金を調達しております。運転資金については銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社及び連結子会社の顧客のほとんどは個人顧客であります。当社及び連結子会社は経理規程の債権・債務要綱に従い、顧客毎に期日及び残高の管理をしており、回収懸念先につきましては必要な保全措置を講じております。

長期貸付金は不動産賃貸借契約に係る建設協力金であります。
 差入保証金は不動産賃貸借契約に係る敷金・保証金であります。
 営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,975,522	1,975,522	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,033,277	1,036,714	3,437
(3) 長期貸付金	41,657	41,972	314
(4) 差入保証金	117,076	110,141	△6,935
資 産 計	3,167,533	3,164,350	△3,183
(1) 買 掛 金	473,995	473,995	—
(2) 短期借入金	1,014,354	1,014,354	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	29,145	29,145	—
(4) 未払法人税等	59,756	59,756	—
負 債 計	1,577,250	1,577,250	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 長期貸付金、(4) 差入保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定する方法によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、
(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,975,522	—	—	—
受取手形及び売掛金	502,450	530,826	—	—
長期貸付金	—	36,575	5,081	—
合 計	2,477,973	567,401	5,081	—

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,014,354	—	—	—	—	—
長期借入金	29,145	—	—	—	—	—
合 計	1,043,499	—	—	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 865円42銭
(2) 1株当たり当期純利益 52円76銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	627,137	流動負債	58,172
現金及び預金	512,044	未払金	12,398
未収入金	102,474	未払費用	2,343
その他	12,618	未払法人税等	38,337
		預り金	1,199
		賞与引当金	3,893
固定資産	2,244,637	固定負債	5,180
		長期未払金	5,180
有形固定資産	427	負債合計	63,352
工具、器具及び備品	427	(純資産の部)	
無形固定資産	464	株主資本	2,775,817
ソフトウェア	464	資本金	211,085
電話加入権	0	資本剰余金	200,496
		資本準備金	200,496
投資その他の資産	2,243,745	利益剰余金	2,364,908
関係会社株式	2,213,499	利益準備金	20,250
		その他利益剰余金	2,344,658
繰延税金資産	30,246	別途積立金	1,580,000
		繰越利益剰余金	764,658
資産合計	2,871,775	自己株式	△673
		新株予約権	32,606
		純資産合計	2,808,423
		負債純資産合計	2,871,775

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	212,402
売 上 総 利 益	212,402
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	182,343
営 業 利 益	30,058
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	70,000
そ の 他	183
経 常 利 益	100,241
税 引 前 当 期 純 利 益	100,241
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,732
法 人 税 等 調 整 額	△1,335
当 期 純 利 益	88,843

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2018年 4 月 1 日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	724,197	2,324,447
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△48,382	△48,382
当期純利益						88,843	88,843
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	40,460	40,460
2019年 3 月31日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	764,658	2,364,908

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
2018年 4 月 1 日 残高	△673	2,735,356	27,420	2,762,776
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△48,382		△48,382
当期純利益		88,843		88,843
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			5,186	5,186
事業年度中の変動額合計	－	40,460	5,186	45,647
2019年 3 月31日 残高	△673	2,775,817	32,606	2,808,423

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築物に
ついては定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま
す。

工具、器具及び備品 3年～6年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては
は、社内における利用可能期間(5年)に基
づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般
債権については貸倒実績率により、貸倒懸念
債権等特定の債権については個別に回収可能
性を勘案し、回収不能見込額を計上しており
ます。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見
込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上
しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式
によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

工 具 、 器 具 及 び 備 品 14,711千円

(2) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社ホンダカーズ東葛 29,145千円

次の関係会社について、本田技研工業株式会社からの仕入に対し、債務保証を行っております。

株式会社ホンダカーズ東葛 449,806千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短 期 金 銭 債 権 102,893千円

短 期 金 銭 債 務 1,080千円

(4) 取締役に対する長期金銭債務

長期未払金5,180千円は、2011年6月27日開催の第45期定時株主総会において承認可決された取締役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給にかかる債務であります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高 212,402千円

営 業 取 引 以 外 の 取 引 高 70,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,701株	－株	－株	1,701株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	427千円
賞与引当金	1,185千円
関係会社株式評価損	26,297千円
その他の	8,545千円
繰延税金資産小計	36,456千円
評価性引当額	△6,210千円
繰延税金資産合計	30,246千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ホンダ カーズ東葛	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料等 (注) 1	210,590	未収入金	18,964
				連結納税に伴う 個別帰属額	76,224		76,224
				債務保証 (注) 2	29,145	—	—
				債務保証 (注) 3	449,806	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等は、関係会社管理規程及び内容等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 保証債務は、金融機関からの借入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、債務保証について保証料の受取はありません。
3. 保証債務は、本田技研工業株式会社からの仕入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、債務保証について保証料の受取はありません。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 573円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円36銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東葛ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社東葛ホールディングス監査役会

常勤監査役 吉 井 徹 ⑩

社外監査役 笹 本 憲 一 ⑩

社外監査役 熊 澤 亮 輔 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は48,382,990円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ①当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能を高め、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、定款第31条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ②インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供したものと同みなすことが出来るようにするための規定を新設するものであります。

- ③上記に伴う条数の変更とともに、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第11条 （条文省略）	第1章 総 則 第1条～第11条 （現行どおり）
第3章 株主総会 第12条～第13条 （条文省略）	第3章 株主総会 第12条～第13条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第14条～第16条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第17条 (条文省略) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 (条文省略) (新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 第15条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。 (取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 (現行どおり) 4 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) <u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設) (取締役会の招集権者および議長) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	<u>5 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役から</u>代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役から</u>取締役社長1名、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新 設) (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 <u>当社の取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第29条 当社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当社は、監査等委員会を置く。 (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査役会の決議方法) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(常勤の監査等委員) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査等委員会の決議方法) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査等委員会規程) 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第7章 会計監査人 第40条～第42条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。 第6章 計 算 第44条～第47条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。 第7章 計 算 第42条～第45条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第53期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第2条 当社は、第53期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の第2項の定めるところによる。 (附則の削除日) 第3条 本附則第1条から第3条は、2029年6月開催の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さいとうくに はる 齋藤 國春 (1941年2月21日)	1969年1月 株式会社不二ホンダ（現株式会社東葛ホールディングス）設立 代表取締役社長就任 2003年6月 当社代表取締役会長就任 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 2007年4月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 2008年4月 株式会社東葛プランニング 代表取締役会長就任 2018年6月 当社取締役会長就任（現任）	1,459,000株
2	いしづか とし ゆき 石塚 俊之 (1959年2月19日)	1981年4月 株式会社不二ホンダ（現株式会社東葛ホールディングス）入社 2001年5月 当社取締役就任 サービス部長 2003年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長就任 2007年4月 株式会社ティーエスシー 取締役就任 2008年4月 株式会社東葛プランニング 代表取締役社長就任（現任） 2016年1月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 2018年4月 同社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社東葛プランニング 代表取締役社長 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役	112,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	まつ した よし たか 松 下 吉 孝 (1953年8月7日)	1982 年 2 月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 松戸店工場長 1993 年 9 月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株 式会社東葛ホールディングス） 転籍 柏店店長 1997 年 4 月 当社取締役就任 営業部長兼本店店長 2007 年 4 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役社長就任 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任 2014 年 10 月 株式会社東葛ボディーファクトリー 代表取締役社長就任（現任） 2016 年 1 月 当社代表取締役副社長就任 事業戦略本部長兼新車事業部長 （現任） 2016 年 1 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長就任（現任） 2016 年 1 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 （重要な兼職の状況） 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長 株式会社東葛ボディーファクトリー 代表取締役社長	112,200株
4	い とう じゅん いち 伊 藤 淳 一 (1962年1月15日)	1988 年 3 月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 1999 年 6 月 同社取締役就任 営業部長兼本店店長 2003 年 6 月 当社取締役就任 2007 年 4 月 当社取締役兼中古車事業部長 （現任） 2007 年 4 月 株式会社ティーエスシー 常務取締役就任 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任 2016 年 1 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役社長就任 2017 年 6 月 株式会社東葛プランニング 取締役就任（現任） 2017 年 6 月 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役就任（現任） 2018 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役副社長就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役副社長 株式会社東葛プランニング 取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役	40,300株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	※ もり た ほまれ 森 田 誉 (1965年3月23日)	1985 年 4 月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 2006 年 10 月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株 式会社東葛ホールディングス） 合併による転籍 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 会社分割による転籍 2014 年 4 月 当社転籍 サービス部長（現任） 2017 年 4 月 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役	8,400株
6	※ たか はし あきら 高 橋 輝 (1968年1月18日)	2003 年 3 月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株 式会社東葛ホールディングス） 入社 2017 年 4 月 当社管理部長就任（現任）	一株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	よ し い と お る 吉 井 徹 (1961年7月26日)	1995 年 11 月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株式会社東葛ホールディングス）入社 2003 年 6 月 当社取締役就任 管理本部長兼管理部長 2007 年 4 月 当社常務取締役就任 管理本部長兼管理部長 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛取締役就任 2011 年 6 月 株式会社東葛プランニング取締役就任 2014 年 10 月 株式会社東葛ボディーファクトリー取締役就任 2017 年 6 月 当社常勤監査役就任（現任） 2017 年 6 月 株式会社ホンダカーズ東葛監査役就任（現任） 2017 年 6 月 株式会社ティーエスシー監査役就任 2017 年 6 月 株式会社東葛プランニング監査役就任（現任） 2017 年 6 月 株式会社東葛ボディーファクトリー監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホンダカーズ東葛 監査役 株式会社東葛プランニング 監査役 株式会社東葛ボディーファクトリー 監査役	34,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ささもと けんいち 笹本 憲一 (1951年5月25日)	1977年9月 日本大学講師 1980年6月 旧監査法人中央会計事務所入所 1998年9月 同(旧中央監査法人) 代表社員就任 2007年7月 監査法人A&Aパートナーズ 代表社員就任 2010年6月 当社社外監査役就任 2014年9月 日本社宅サービス株式会社 社外監査役就任(現任) 2016年10月 公認会計士笹本憲一事務所代表(現任) 2018年5月 株式会社札幌かに本家 社外取締役就任(現任) 2018年6月 当社社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士笹本憲一事務所 代表 株式会社札幌かに本家 社外取締役 日本社宅サービス株式会社 社外監査役	一株
3	くまざわ りょうすけ 熊澤 亮輔 (1973年3月18日)	1998年10月 川合税務会計事務所入所 2004年9月 熊澤会計事務所所長(現任) 2006年10月 株式会社関東財務システム設立 代表取締役就任(現任) 2007年4月 医療法人社団菜の花会 監事就任(現任) 2009年5月 社会福祉法人緑地福祉会 理事就任(現任) 2009年5月 学校法人湘央学園 理事就任(現任) 2010年6月 当社社外監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 熊澤会計事務所 所長 株式会社関東財務システム 代表取締役	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 笹本憲一氏並びに熊澤亮輔氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由等

①笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、大手企業の会計監査及び株式公開等に関して高い実績をあげており、その豊富な経験と知識を監査等委員である社外取締役として当社の監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、笹本憲一氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

笹本憲一氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって通算して5年となります。

- ②熊澤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、会計事務所の所長、各団体の監事、理事に就任される等、広範な視野をお持ちであり、その豊富な経験と知識を監査等委員である社外取締役として当社の監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、熊澤亮輔氏は上記理由のほか、企業の代表取締役としての経験も有しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

熊澤亮輔氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。

4. 当社は、笹本憲一氏及び熊澤亮輔氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。吉井徹氏、笹本憲一氏及び熊澤亮輔氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、笹本憲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

笹本憲一氏が選任された場合には、当社は引き続き笹本憲一氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月26日開催の第42期定時株主総会において、年額200,000千円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、これまでの取締役の報酬等の額と同額の年額200,000千円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とさせていただきますと存じます。

現在の取締役の員数は4名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額（役員賞与を含む。）を、2008年6月26日開催の第42期定時株主総会において、監査役の報酬等の額は年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）とご承認いただいておりますが、これと同額の年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬及び内容決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は、2011年6月27日開催の第45期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で、年額100,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、下記の「新株予約権の内容」に定める内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を、第5号議案とは別枠で、これまでの取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬額と同額の年額100,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる金額となります。また、下記の「新株予約権の内容」は2011年6月27日開催の第45期定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一（但し、単元株式数は1,000株から100株に変更しております。）です。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は6名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日以後に当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社取締役会において合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式200,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

②新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

③新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

⑧新株予約権のその他の内容等

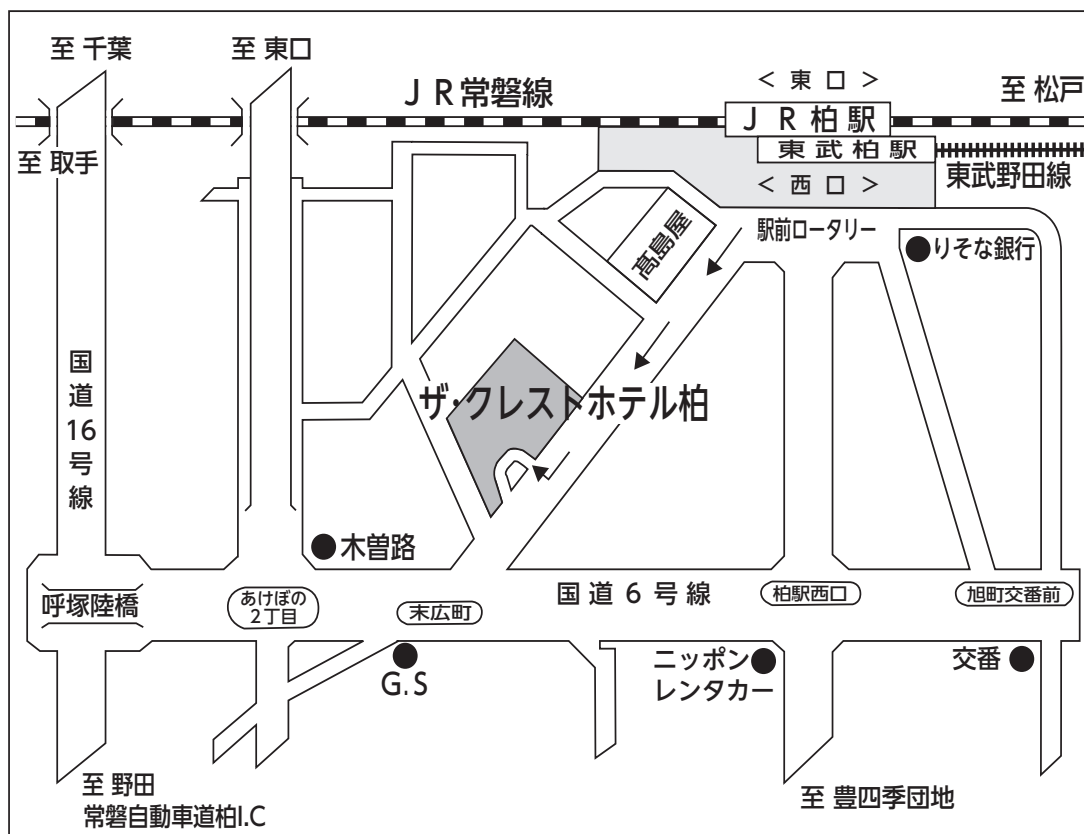
新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

なお、当社の連結子会社の取締役に対しても、同内容のストックオプションを発行する予定ですが、当社の連結子会社の取締役に対しても同一の新株予約権を付与する場合には、当社取締役に対するものと合わせた合計数が上記の新株予約権の総数の枠内で定めることとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場／千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
電話 04-7146-1111



交通 JR常磐線・東武野田線

柏駅西口 徒歩2分

※ 駐車場の準備はしておりませんので、ご了承
のほどお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。